

平成22年度文化資料室企画講演会  
札幌市公文書館に期待すること  
～利用者のための公文書館像～

2010年 10月15日  
国際資料研究所  
代表 小川 千代子 CA

## 1 公文書館の諸側面

### 1.1. 図書館・博物館を考える

表：図書館、博物館、公文書館比較表

	資料	利用	専門家	資料入手	整理分類	法令	全国総数
図書館	図書 現用	貸出	司書	購入	共通分類	図書館法	3,164
公文書館	文書 非現用	閲覧	アーキビスト	移管	組織出所分類	公文書館法	57
博物館	すべてのモノ 非現用	展示	学芸員	発掘～ 購入	?	博物館法	1,248

アーカイブ・ライブラリ・ミュージアム連携＝公文書館・図書館・博物館 A L M連携連携  
(図書館では LMA、博物館では MLA、公文書館では AML…)

### 1.2. 公文書館にはどんな資料があるの？ クイズ 「公文書」はどれでしょう

a. 札幌市議会だより／b. 札幌市役所のホームページ／c. 運転免許証／d. パスポート／e. 戸籍謄本

みんな、公文書です (^・^ )。

#### c. 運転免許証は公文書

●顔写真付きの公文書で本人確認が可能であり、保有者が多いことなどから、国内では一般的な本人確認書類として幅広く利用されている。しばしば、偽造の対象になることがある。また、検問等により、指名手配犯などの犯罪捜査に利用されることがある。

#### d. パスポートは公文書

●意外に知られていない事実ですが、パスポートは国の公文書であり、その所有権は国にあり、名義人にはこれを所持し、法律の範囲内での使用が認められることとなります。したがって、法律上は、パスポートの有効期間が切れた後やパスポートを切替申請する際には、パスポートを国に返納する義務があります。ただし、実際には、希望する方には、パスポートを失効処理し、穴を開けた上で、申請者の方に還付することも行っています。国が発行する唯一の国際的身分証明書であるパスポートを大切に使用し、しっかり管理しましょう！  
外務省ホームページ [http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us\\_kakunin.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us_kakunin.html)

### 1.3. 公文書 その始まりから終わりまで

- 文書主義による文書事務を基礎とした役所の仕事が行われる。そこで生まれるのが「公文書」。
- 「公文書」には、始まりから終わりまでがある
- 始まりから終わりまでを、「ライフサイクル」と呼ぶ。
- 文書のライフサイクル・モデルは、証明書モデル、稟議書モデル、カルテモデルの三種類。

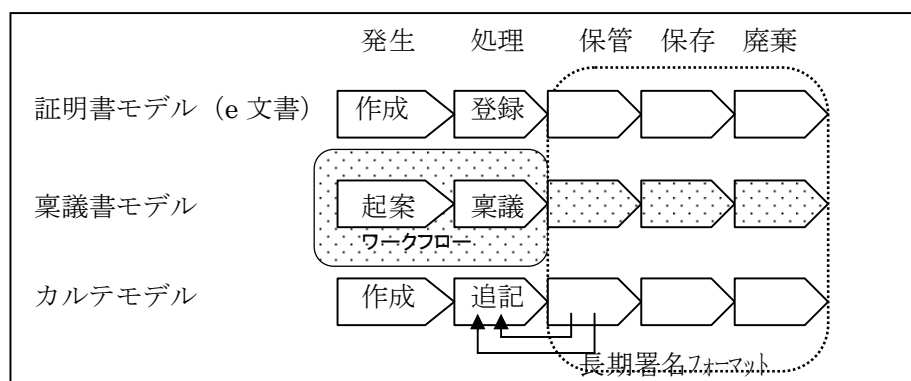


図 1 文書のライフサイクルモデル<sup>1</sup>

#### 証明書 (e 文書) モデル

発生フェーズにおいて証明書が作成され、処理フェーズで証明書として登録される。保管フェーズでは証明書が実際に使われる。その後、保存フェーズへと移行する。

発生後は内容の変更は行われませんが、**保存は長期に渡るモデル**であり、契約書、各種証明書、設計図(改版管理あり)などがあげられる。いわゆる e 文書法対象の電子化文書はこのモデルに相当する。

例：運転免許証、パスポート、戸籍謄本、印鑑証明証明書、土地登記簿謄本、納税証明書…

#### 稟議書モデル

文書発生後、頻繁に追記・変更されるが、文書そのものの長期保存(たとえば 5 年以上)のニーズが余りないモデルである。**文書の存在より意思決定プロセスやナレッジ共有などを重視したモデル**である。

たとえば稟議書の場合は、組織内のワークフローにより回覧されながら、差し戻し、修正などが行われた後で、最終的に決裁される。**稟議書の事例は次頁図 2 参照**

#### カルテモデル

カルテは作成後、**確定処理**を行い、**保管フェーズ**に入る。後日同じカルテに追記する場合は、保管しているカルテを取り出して追記する。また古いカルテが保存フェーズになっている場合も、追記されることがある。これらの場合、保管または保存フェーズから、処理フェーズに戻り、版を更新した文書として扱われることになる<sup>2</sup>。カルテとは、医療機関で患者一人一人について作成される記録をいうが、同様のモデルとしては、組織が保有する個人履歴もこれに該当すると考えてよい。

<sup>1</sup> 本図は、「電子文書のライフサイクルモデル」として、電子商取引推進協議会、(財)日本情報処理開発協会電子商取引推進センター『平成 16 年度 EC 技術基盤の相互運用に関する調査研究 (電子署名生成・検証システムのセキュリティ環境の国際標準化等の調査) 電子文書の長期保存と見読性に関するガイドライン』(平成 17 年 2 月刊) 19 頁に掲載されている。<http://www.ecom.jp/results/h16seika/h16results-07.pdf> 参照 20091021

<sup>2</sup> (電子)署名はカルテが確定するたびに生成されるため、結果として追記のたびに(電子)署名が追加される。紙ベースのカルテでは、まずカルテの余白の最上部に日付のスタンプが押印され、これより下に診察時の記録が記入される。さらに検査結果等はこの下に貼付される。これら検査結果データ等は追記が続けられていく。次回の診察時には、改めてその日付のスタンプが、再び余白の最上部(または新しい頁の最上部)に押印される。こうしてカルテモデルは追記が繰り返されていく。紙ベースの場合は、日付スタンプが区切りを示す。診察を行う医師の押印は、小規模な診療所の場合には省略されている模様。

図2 稟議書の例

### 1.3.1. 公文書館の公文書＝稟議書

稟議書とその添付資料が中心。従来、文書の存在より意思決定プロセスやナレッジ共有などが重視されてきた。

ところで…

稟議は「ハンコ」とその位置で証明されます  
これが「ハンコ行政」といわれるものかな  
いちばん下にこれを作成した人の名前とハンコ。

下っ端、ってこういう意味？

いちばん上の方にある記号番号は、公文書館の登録目録でも使われています。

### 1.4. 公文書館はどこにある？

#### 1.4.1. 日本国内

全国に 57 の公文書館があります。

国レベルでは 3 館、都道府県レベルでは 30 館、市区町村レベルでは 24 館

紹介：竹内啓さんの考察

◇地方公文書館の現状

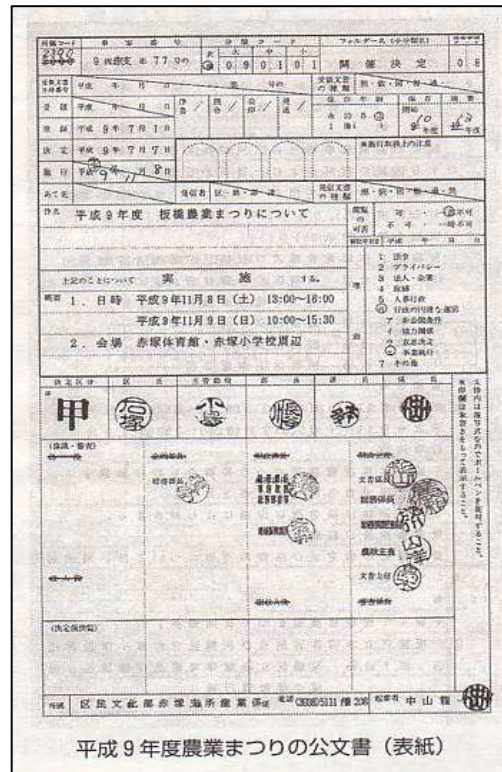
- 地方公文書館の公文書館機能はいまだ脆弱である
- 歴史資料館的コンセプトを払拭できない館が多い
- 公文書館予算・定数などインフラ環境の増強が急務

◇札幌市における開設準備状況

- 新法制定過程にシンクロし公文書館開設気運が上昇
- 「時を貫く・・・」最終報告や国会審議などの共時体験
- 検討委員会の提言と本市公文書館基本構想の策定
- 基本構想検討委の提言書がほぼ忠実に構想に反映
- 基本計画の策定から開館まで今後のロード・マップ
- 公文書館開設準備計画の具体化と計画の着実な実行

◇札幌市公文書館基本構想

- 札幌市公文書館を設置する三つの意義
- 市民自治の推進
- 効率的で公正かつ透明性の高い行政運営の確保
- 「札幌」を知る場
- 札幌市公文書館基本構想の独自性
- 新法の制定理念と基本認識を共有している
- 基本構想の理念を具現化するための二つの条例
- 札幌市公文書管理条例 と札幌市公文書館（設置）条例



#### 1.4.2. グローバルにみる

ICA 国際文書館評議会 世界の公文書館・アーキビストのNGO;  
ICA/SMA (ICA 自治体アーカイブ部会) は基礎自治体アーカイブ部会

#### 1.4.3. ユネスコ・アーカイブ・ポータル

インターネットでつながる世界の公文書館  
公文書館に関するあらゆるサイトへのリンク集

#### 1.4.4. ユネスコ・アーカイブポータルの分類体系にみる市立のアーカイブの位置づけ

大分類 Archives =アーカイブ、公文書館( 5986 )

中分類 Government=行政 (2403)

小分類 Communal=基礎自治体 (1399)

この下は地理区分 Africa アフリカ(1) Asia Pacific アジア太平洋(48) Caribbean カリブ (1)  
Europe 欧州 (977) Latin America 中南米 (60) Northern America 北米(314) Links その他 ( 1 )

#### 1.5. 公文書館にはどんなものが？—世界190カ国に国立公文書館があります

- フランス国立文書館
- アメリカ国立公文書館DC本館
- ドイツ連邦公文書館
- イギリス国立公文書館



## 2. 利用者として知っていただきたいこと

### 2.1. 資料整理と利用提供の諸原則

業務	収集・整理	利用・閲覧	資料保存
原則名称	出所原則 原秩序尊重の原則 原形保存の原則 記録の原則	平等閲覧原則 30年原則	保存修復の4原則 (a) 可逆性の原則 (b) 安全性の原則(資料に安全な方法であること) (c) 原形保存の原則 (d) 記録の原則



### 2.2 専門家団体の理念と行動規範

- 日米アーカイブセミナーの提言 2007年5月 アクセス、施設整備、所在情報DB、保存
- アーキビストの倫理綱領 1996年9月 「利用者のための専門家」
- 世界アーカイブ宣言草案 2008.4.3 起草 「未来のためにアーカイブをのこす」

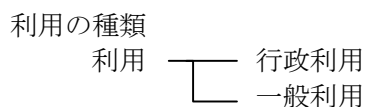
### 2.3. 公文書館を取り巻く法令

- 公文書管理法 2009年6月 (2011.4 施行予定)
- 国立公文書館法 1999年6月
- 情報公開法 1999年5月
- 公文書館法 1987年12月

### 3. 市民として考えていただきたいこと

#### 3.1. 存在意義の測り方 利用数統計

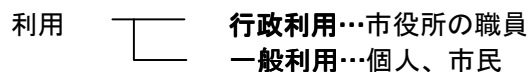
利用統計は存在意義や効率を表す指標



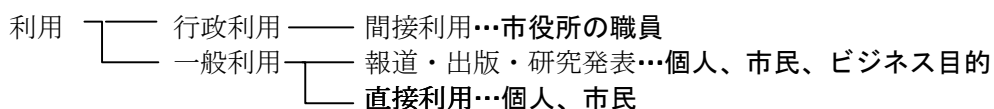
利用の方法

直接利用：個人的な関心から閲覧する

間接利用：得た情報を使って二次的成果物を作成し、その成果物が読者や視聴者に届く。



直接利用と間接利用では、利用による情報の恩恵に浴する人数は大きく異なる



#### 3.2 行政利用はもっとも直接的に住民に還元される間接利用

公務員が住民に請託された職務遂行のために公文書館資料を利用する

#### 3.3 行政利用1回の一般利用換算式

$$\text{行政利用1回} = \text{一般利用} \left( \frac{\text{住民総数}}{\text{公務員数}} \right) \text{回 相当}$$

→札幌市では行政利用1回は、住民による一般利用132回

【参考】平成22年（2010年）4月1日現在札幌市の人口1,904,903、職員数は14,373名

2004年から2010年までの住民総数と札幌市職員総数

統計現在年月日	住民	職員定数	行政利用1回÷一般利用回数換算値
16年(2004)10.1	1,872,703	15,525	120
17年(2005)10.1	1,880,863	15,245	123
18年(2006)10.1	1,888,687	14,985	126
19年(2007)10.1	1,894,344	14,800	127
20年(2008)10.1	1,898,473	14,680	129
21年(2009)10.1	1,904,278	14,490	131
22年(2010)04.1	1,904,903	職員総数 14,373	132

#### 4. まとめ 札幌市公文書館への期待 積極的な普及活動にむけて

参考となる既存館の考え方 活動

##### 4.1.1. 札幌市公文書館を設置する三つの意義 札幌市公文書館基本構想から

###### 市民自治の推進

札幌市民の過去現在未来を記録により裏付ける資料保存利用施設でありたい

→一般利用者むけの閲覧窓口充実

###### 効率的で公正かつ透明性の高い行政運営の確保

札幌市の行政運営に必要な過去情報を適切に提供する情報センターでありたい

→市役所の記録管理統括

###### 「札幌」を知る場

市民や観光客が気軽に足を運ぶ公文書館でありたい

→展示活動による包括的情報提供

##### 4.1.2. 国立公文書館の事業理念

私たちがめざすこと、お約束すること。

公文書と国立公文書館を、国民みんなのものにするために

<http://www.archives.go.jp/about/idea.html>

##### 4.1.3. 東京都板橋区公文書館の普及活動

広報紙で普及活動

電子展示室・館外ギャラリー

##### 4.1.4. 札幌市では…

札幌駅の観光案内所は、優れた情報収集スポット

バスに乗ったら、電子掲示板で札幌市資料館（Sapporo City Archives）も登場

～私はこういう広報や普及活動がとても気に入っています。

#### 4.2. 「札幌」を知る場

市民や観光客が気軽に足を運ぶ公文書館でありたい

→展示活動による包括的情報提供

###### 類縁機関との連携活動

例：西日本地域のアーカイブズ・ウィーク行事連携と報告書発行

市民を巻き込んだ文化啓蒙活動

例：ボランティア導入による資料整備や展示企画実施 in 寒川（神奈川県）

市役所職員への徹底的普及啓発活動

例：板橋区公文書館 職員食堂での展示、職員向け「公文書館だより」発行

●ご清聴、ありがとうございました。

# 日米アーカイブセミナーの提言

## Japan-U.S.ArchivesSeminar,May9-11,2007

日米アーカイブセミナーは、2007年5月9-11日の3日間、東京大学山上会館（東京）で、合計150名余りの参加者を集めて開催され、アーカイブの公共性とアクセスについての真剣な討論を行い、次の提言を採択した：

### 提言1 アクセス

日米両国はそれぞれにアーカイブへのアクセスをめぐるきめごとと習慣があること、アクセスをめぐるきめごとは当該記録の作成組織により定められるということ、ならびにそうしたきめごとは、その地域や組織の文化を反映するものであることを踏まえ、さらには、アーカイブ機関には、文化の中で理解されている個人のプライバシーの尊重と保護を行う義務があることを認識しつつ、

日米アーカイブセミナーは

アーカイブ機関に対しては、利用者に対しては資料へのアクセスを最大限に提供し、記録作成機関においては説明責任の振興を促し、また国のあらゆる歴史に関する調査を可能にするよう、強く求める。

### 提言2 アーカイブ組織の確立

どのような種類のアーカイブ組織も、それぞれの親機関の意向にかなったアーカイブ保存戦略を追求しなければならないということに鑑み、

日米アーカイブセミナーは

1. 国レベルの行政府に対しては、政府全体の記録保管とドキュメンテーションに関するプロセスを包括的に制御する法的枠組みを創設し維持するように求め、
2. 州・都道府県および市町村政府に対しては、アーカイブ機関をもれなく設立することを推奨し、
3. 大学・研究機関に対してはその組織に関わるアーカイブ資料およびその他特殊コレクションの保存体制を確立または改善、およびこれら資料が利用者に対しては利用可能となるように整理し、そのことにより全ての利用者が少なくとも資料の目録情報を共有できるようになることへの期待を表明し、
4. 企業や事業組織に対しては、その業務記録の保存が価値ある業務であることへの認識を促進し、アーカイブ・プログラムを支援するよう招請する。

### 提言3 アーカイブ資料の整理・目録作成・複製作成

20世紀の歴史が世界規模のものであり、われわれが共有するアーカイブ遺産の持つ重要性の増加は研究利用によって証明されているのであることをここに改めて確認し、

日米アーカイブセミナーは

アーカイブ資料の公開の管理業務を担当するアーカイブ機関、専門家団体ならびに関連機関・組織に対し、整理および国際標準を満たすアーカイブ資料の検索手段の作成および公開、ならびに21世紀の技術を用いて、20世紀のアーカイブ記録遺産の複製作成とアクセス提供の実現により、アーカイブ記録継承を行うことを推奨する。

### 提言4 アーカイブ資料の保存

機関および個人の記録が将来に向けて保存されるのかどうかについて懸念しつつ、

日米アーカイブセミナーは

1. アーキビストや文書管理担当者たちが恒久的に保存する記録の評価を行う場合、ならびに歴史資料の寄贈を追求する場合には、幅広くさまざまな利用者に配慮するよう奨励し
2. 正史の作成を行う機関は、歴史を書くに当たり利用した資料が、将来の利用者にもアクセスできるよう保存されることを推奨し、
3. アーカイブ資料を所蔵する機関にあっては、歴史的資料を保存し保護するのに適切な予算が配分されるよう、強調する。



アーキビストの倫理綱領を掲載します。

この文言は I C A 大会において発表されたもので、日本語訳文は全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）国際交流委員会発行の『I C A 北京大会・総会会議資料抄録』に掲載されたものです。

この倫理綱領について第 13 回 I C A 大会は「世界規模の議論を活気づけ、その理念を根づかせるよう奨励する」旨の勧告をしています。また、訳者（紹介者）である小川千代子さん（全史料協国際交流委員会副委員長）も、前掲書における同綱領の解説を「是非とも（日本でのアーキビスト）論議の対象に加え、日本のアーキビスト制度の展望に、新たな広がり期待したい」と締めくくっておられます。

（細井 守）

---

#### 【アーキビストの倫理綱領】

はじめに

01. アーキビストの倫理綱領は、文書館学専門領域の行動に質の高い基準を設けようとするものである。

この倫理綱領は、新たにこの領域のメンバーとなる人には基準を教示し、また経験を積んだアーキビストにはその専門領域の責任について注意を喚起し、一般人に対してはその領域への信頼を浸透させようとするものである。
02. この倫理綱領においてアーキビストとは、文書館史料の制御、整備、貯蔵、保存及び管理にかかわるあらゆる事柄に関わる者をいう。
03. 所属機関及び文書館当局は、本倫理綱領の実施を可能とすべき方針や実務を採択することが推奨される。
04. この倫理綱領は、この専門領域の構成員に倫理上の指針を与えようとするものであり、特定の諸問題を特に解決しようとするものではない。
05. 主文には全て解説が付されている。倫理綱領は主文と解説とで構成されるものとする。
06. 綱領は、文書館機関や専門家団体がこれを実施したいという希望によって構成されている。これは、教育的努力の形式、及び疑義ある場合の指針の提供や、倫理にもとる行動に関する検討、並びに適切と考えられる場合には制裁の適用のための機構の創設に用いる。

## 倫理綱領

1. アーキビストは、文書館資料の完全性を保護し、それにより資料が過去の証明として信頼できるものであり続けることを保障しなければならない。

アーキビストの第一義的な義務とは、アーキビストが管轄し、その収蔵にかかる記録について、現状をそのままに維持管理することである。この義務の遂行にあたり、アーキビストは、雇用者、所蔵者、データ件名、並びに過去・現在・未来の利用者のいずれについても、時には相反することもある権利と利益の正当性を考慮しなければならない。アーキビストの客観性と不偏不当性はアーキビストの専門性の尺度である。アーキビストは、事実を隠ぺいしたり歪めたりしようと証拠を操作するいかなる情報源からの圧力にも抵抗せねばならない。

2. アーキビストは文書館資料を歴史的、法的、管理運営的な観点からみて評価、選別、維持管理を行い、それにより出所の原則、資料の原秩序の保存と証明を残さねばならない。

アーキビストは常識的な理念と実務にしたがって行動しなければならない。アーキビストはアーカイブズ理念にしたがって、電子記録やマルチメディア記録を含め、現用及び半現用記録の作成、維持管理及び処分、文書館へ移管する記録の選別と受け入れ、アーキビストが管轄する資料の保安、保存及び修復、並びにそれら資料の整理、記述、出版を含む利用提供について考慮しつつ、その義務と機能を行わなければならない。アーキビストは所属する文書館機関が運営上求める要件、及び受け入れ方針について完全な知識を持った上で、これを勘案しつつ記録の評価を行うべきである。アーキビストは文書館の理念と承認された標準に従い、できる限り速やかに、保存のために選別した記録の整理と記述をすべきである。アーキビストは所属機関の目的及び財源に沿って記録を受け入れるべきである。アーキビストは、記録の現状維持や保安の危機を冒してまで、あえて記録の受け入れを模索・承諾すべきではない。アーキビストは、これら記録の最も適切な保存場所での保存を確保するため、相互協力すべきである。アーキビストは、戦時下や占領下に持ち去られた公的資料を、本来の発生国の返還するため、協力すべきである。

3. アーキビストは、資料が文書館で処理、保存及び利用に付される間、損なわれることがないように保護しなければならない。

アーキビストは電子記録やマルチメディア記録を含め、評価、整理及び記述、修復、利用などの文書館業務のために、記録の資料価値が損なわれることがないように万全を期するべきである。標本抽出は、必ず注意深く考案された手法と基準にしたがって行うべきである。原本を別のフォーマットで代替する場合は、その記録の法的価値、評価額、情報価値についての検討を必ず行うべきである。閲覧制限のある書類を一時的にファイルから外す場合は、利用者に対してこの事実を周知すべきである。

4. アーキビストは文書館資料が継続的に利用され、理解されるように努めねばならない。

アーキビストは、資料を作成並びに収集した人物又は機関の活動についての、必須の証拠を守り、かつ研究動向の変化を念頭におきつつ、その資料を保存するか廃棄するかの選別を行わねばならない。アーキビストは、出所が疑わしい資料の取得に当たっては、それがいかに興味深い内容のものであれ、不正な商取引に関与する可能性があることを念頭に置かねばならない。アーキビストは、かけがえのない記録を盗んだ容疑者の逮捕・起訴のためには、他機関のアーキビストや法務当局や警察などと協力すべきである。

5. アーキビストは、自らが文書館資料に対して施した行動を記録し、それが正当であることを証明しなければならない。

アーキビストは、資料のライフサイクル全体を通じた良好な記録の管理実務を主唱し、新しいフォーマット及び新たな情報管理実務への取組みについて記録作成者と協力しなければならない。アーキビストは、現存する記録の取得と受入れのみならず、価値ある記録の保存に適切な手続を、情報や記録が発生する時点からはじまる現用情報及び保存システムと合体させることについても、注意を払う必要がある。文書作成部局の職員や記録の所蔵者との交渉に当たるアーキビストは、次の各項目について該当する場合は、これを十分に考慮した上で公正な決定を模索しなければならない：移管、寄贈、売却の当事者；財政取決め及び利益；処理の計画；著作権と閲覧条件。アーキビストは、資料の取得、修復及

びあらゆる文書館にかかわる業務について記した永久記録を保管しなければならない。

6. アーキビストは文書館資料に対する最大限の利用可能性を促進し、すべての利用者に対して公平な業務を行わなければならない。

アーキビストは、管轄するすべての記録について、総合目録と、必要なら個別目録の両方を作成すべきである。アーキビストは、あらゆる方面に対して、公正な助言を行い、バランスのとれる範囲でサービス提供を行うために、利用できる資源を採用すべきである。アーキビストは、所属機関の方針、所蔵資料の保存、関係法令への配慮、個人の権利、寄贈者との覚書などを勘案した上で、所蔵資料に関する常識的な質問にはすべからず、丁寧に、親切心を持って応答し、資料を可能な限り利用するよう、奨励すべきである。アーキビストは、資料を利用する可能性のある人々に対し、非公開の事由を適切に説明し、だれに対しても平等な対応をしなければならない。また、アーキビストは、正当な理由なく閲覧利用が非公開とされている資料を減らすよう、つとめるべきであり、また資料の受入れに当たっては、明確な期限のある非公開である旨を記した、受入れ承諾書を受け取ることを提案することができよう。アーキビストは、資料受入れ時に作成したすべての覚書を、誠実かつ公正な目で観察し、アクセスの自由化の利益のためには、状況の変化に沿って閲覧条件の再交渉を行うべきである。

7. アーキビストは、公開とプライバシーの両方を尊重し、関連法令の範囲内で行動しなければならない。

アーキビストは、法人及び個人のプライバシー並びに国家安全に関することでは、情報を損なうことなくこれを保護するよう注意を払うべきである。とりわけ、電子記録の場合は、更新や削除が簡単に行えるので、十分な注意を払わねばならない。アーキビストは、記録の作成者又は記録の対象となった個人、とりわけ資料の利用又は処分について声を上げることが出来ない個人のプライバシーを尊重しなければならない。

8. アーキビストは、一般的な利益において与えられた特別な信頼を用い、自らに与えられた地位を利用して、不公正に自らあるいは他者に利益をもたらすことを避けなければならない。

アーキビストは、専門的な完全性、客観性及び公正性を損ないかねない活動を慎まねばならない。機関、利用者及び同僚を傷つけて、財政的その他個人的な利益を得てはならない。アーキビストは、自らの責任エリアに属する原本資料を個人的に収集すべきではなく、また資料の商取引に関与すべきではない。アーキビストは公衆に利益の衝突を印象づけかねない行動を避けなければならない。アーキビストが所属機関の所蔵資料を用いて個人研究や著作発表を行う場合、その資料を利用できる条件や範囲は、一般利用者と同じでなければならない。アーキビストは、業務の中で得た非公開の所蔵資料にかかわる情報を、漏らしたり利用してはならない。アーキビストは、アーキビストが雇用されている専門的及び管理運営上の義務の適切な遂行を妨害するような、アーキビストの個人的な研究や著作発表の関心を、許容してはならない。所属機関の資料を利用する場合、研究者に対しまずアーキビストがその知識を用いた旨を通知してからでなければ、アーキビストはその研究者による未発表の知識を用いてはならない。アーキビストは、所属機関の資料に立脚して書かれたその分野の他者の著作のレビューやコメントは、してもよい。アーキビストは、専門外の人々が文書館の実務や責任についての調停を行うことを許容してはならない。

9. アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。

アーキビストはその専門的理解と熟練をさらに広げ、専門的知識を有する団体に貢献し、アーキビストが管轄する研修や活動が適正な方法でアーキビストの使命を遂行するために用いられるよう、努めなければならない。

10. アーキビストは、同一あるいはその他の専門領域の構成員と協力して、世界の記録遺産の保存と利用を促進しなければならない。

アーキビストは、文書館の標準と倫理への信念を強めつつ、専門分野の同僚間での協力を高め、紛争を避ける方法を模索しなければならない。

[http://homepage3.nifty.com/archivists/ica\\_moral.html](http://homepage3.nifty.com/archivists/ica_moral.html)

## INTERNATIONAL COUNCIL ON ARCHIVES UNIVERSAL DECLARATION ON ARCHIVES

### Citizens of the World Memory and Rights

世界の記憶と権利を有する市民

Archives, the sum of records created in the routine course of activities, are sources of memory, information and action. They play an essential role in the development of societies. Archives are unique authoritative sources of information underpinning accountable and transparent administrative actions. They are an irreplaceable heritage reflecting individual, community and national memory and identity and contribute to corporate, national and societal memory and knowledge. **Thus, they promote democracy, protect citizens' rights and enhance the quality of life.**

アーカイブは日常活動の中で生成される記録の集合であり、記憶と情報と行動の基盤（もと）である。アーカイブは社会の開発に欠かすことができない。アーカイブは、管理運営に関する行動の根拠と透明性を証明する唯一且つ権威ある情報源である。

アーカイブは、個人、地域、国民の記憶とアイデンティティを映し出し、組織、国民、社会の記憶と知識に貢献する、かけがえのない文化遺産である。このように、アーカイブはデモクラシーを即存し、市民の権利をまもり、生活の質を向上するものである。

### To this effect, we recognize

このため、我々は以下の各項を認識する：

証拠として、社会の進化の反映としてのアーカイブの**オリジナル本物性** 人類の活動のあらゆる分野において、さまざまな形状で、あらゆる時代の、すべての人々により生成されてきたアーカイブの**多様性**  
**the originality** of archives as evidence and as a reflection of the evolution of societies;  
**the diversity** of archives, which have been created by all people in every era, in a multiplicity of forms, in every area of human activity;  
**the necessity** of archives for supporting business efficiency, accountability and transparency, for protecting citizens' rights, for training responsible citizens, for establishing individual and collective memory, for providing the public with

information about the past, and for documenting the present to guide future actions;

業務効率性、説明責任と透明性の支援のため、市民の権利の保護のため、責任ある市民の要請のため、個別及び集合的記憶の定着のため、過去に関する情報を一般市民に提供するため、及び将来の行動の方向付けるために今日を記録するための、アーカイブの**必要性**

**the role of the archivist** as a trained professional serving their societies by both identifying existing records that have archival value, and by ensuring the creation of records which have value as authentic evidence of administrative, corporate, cultural and intellectual activity, and maintaining and making these records available for use;

社会のために現存する保存価値ある記録を特定するとともに、管理運営や、組織、文化及び知的活動の真正な証拠としての価値ある記録の生成を確保すること、ならびにそれら記録を維持管理し利用に供することにより、訓練を受けた専門家として果たすべきアーキビストの役割

**the collective responsibility of all** —public decision-makers, citizens, owners or holders of public or private archives, and archivists and information specialists—in the management of archives.

公共の意思決定者、市民、公共アーカイブ／私的アーカイブの所蔵者又は所有者、及びアーキビスト並びに情報専門家すべてについてのアーカイブ管理における**集合的責任**

## Why we therefore undertake to work together

in order that

- every state adopts and implements national archival policies and laws;
- adequate resources are allocated to support the permanent management of archives;
- the management of archives is valued and carried out effectively in governments, public bodies, businesses and civil organizations;

- archives are conserved in conditions that ensure their authenticity, reliability, integrity and intelligibility;
- archives are made accessible to everyone, while respecting the laws and the rights of creators, owners and users;
- training programmes are set up for archivists
- archives are promoted both at the national and international level.

**In this way, we will contribute to the progress of our society and the world.**

Kuala Lumpur, Malaysia, July 2008



## UNIVERSAL DECLARATION ON ARCHIVES

Archives are resources of action, information and memory. They play an essential role in the development of societies. Archives are authoritative sources of information underpinning accountable and transparent administrative actions. They are unique and irreplaceable heritage. Reflecting individual and community memory, archives contribute to corporate, national and social memory and identity. Open access to archives enriches our knowledge of human society, promotes democracy, protects citizens' rights and enhances the quality of life.

### To this effect we recognise

- ◆ **the unique quality** of archives as evidence and as a reflection of the evolution of societies;
- ◆ **the diversity** of archives in recording every area of human activity;
- ◆ **the various formats** archives are created in, including paper, electronic, audiovisual and other types;
- ◆ **the vital necessity** of archives for supporting business efficiency, accountability and transparency, for protecting citizens' rights, for establishing individual and collective memory, for providing the public with information about the past and for documenting the present to guide future actions;
- ◆ **the role of archivists** as trained professionals serving their societies by both supporting the creation of records which have value as authentic evidence of administrative, corporate, cultural and intellectual activity, and by identifying and selecting existing records that have archival value, and maintaining and making these records available for use;
- ◆ **the collective responsibility of all** public administrators and decision makers, citizens, owners or holders of public or private archives, and archivists and other information specialists in maintaining archives.

## Wethereforeundertaketoworktogether

inorderthat

- ◆ appropriatenationalarchivalpoliciesandlawsare adoptedandenforced;
- ◆ adequateresourcesareallocatedtosupportthepro permanagementof archives;
- ◆ themanagementofarchivesisvaluedandcarriedoutcompetentlyby governments,publicbodies,businessandcivilorga nizations;
- ◆ archivesarecontrolledandpreservedinwaysthat ensuretheirauthenticity, reliability,integrityandusability;
- ◆ archivesaremadeaccessibletoeveryone,whileres pectingthelawsand therightsofindividuals,creators,ownersanduse rs;
- ◆ professionaleducationisavailabletoarchivistst hroughouttheircareers;
- ◆ archivesareusedtopromoteresponsiblecitizenshi p.

AdoptedbytheICAGeneralAssembly

KualaLumpur,Malaysia,

July2008

4月3日提案 世界アーカイブ宣言草案（2）

アーカイブは行動、情報、記憶の基盤（もと）である。アーカイブは社会発展に欠かせない役割を担う。アーカイブは行政経営行動の説明責任と透明性を支える権威ある情報源である。アーカイブは唯一無二にしてかけがえのない文化遺産である。個人とコミュニティの記憶を反映し、アーカイブは国家と社会の記憶と独自性の共有化に貢献する。アーカイブへのオープンアクセスは人類社会の知識を豊かにし、民主主義を促進し、市民の権利をまもり、生活の質を高める。

この効果のため、我々は以下の各項を認識する：

- ◆ 証拠として、社会の進歩の反映としてのアーカイブの**特質**
- ◆ 人類の活動のあらゆる分野を記録するものとしてのアーカイブの**多様性**
- ◆ 紙媒体、電子媒体、視聴覚その他を含めアーカイブが作成される**さまざまなフォーマット**

業務効率性、説明責任と透明性の支援のため、市民の権利の保護のため、責任ある市民の要請のため、個別及び集合的記憶の定着のため、過去に関する情報を一般市民に提供するため、及び将来の行動の方向付けるために今日を記録するための、アーカイブの**根源的必要性**

- ◆ 社会のために現存する保存価値ある記録を特定するとともに、管理運営や、組織、文化及び知的活動の真正な証拠としての価値ある記録の生成を確保すること、ならびにそれら記録を維持管理し利用に供することにより、訓練を受けた専門家として果たすべき**アーキビストの役割**
- ◆ 公共の意思決定者、市民、公共アーカイブ／私的アーカイブの所蔵者又は所有者、及びアーキビスト並びに情報専門家についての**アーカイブ管理におけるあらゆる集合的責任**

書式変更

#### これを受けわれらは以下の目的のために共に手を携えるものとする

- ◆ 適切な国家的アーカイブ政策と法令が採択され実施されること
- ◆ アーカイブの適正管理を支援されるために必要とされる資源が割り当てられること
- ◆ アーカイブの管理が、政府、公共団体、企業、市民団体により価値を認められ、的確に遂行されること
- ◆ アーカイブ資料はその真正性、信頼性、完全性、可用性を確実にするような方法により制御され、保存されること
- ◆ アーカイブは何人にもアクセス可能であり、かつ個人、作成者、所有者並びに利用者の権利は尊重されること
- ◆ アーキビストはそのキャリアを通じて職業的教育研修を受けられること
- ◆ アーカイブは市民社会の促進のために用いられること

書式変更：箇条書きと段落番号

2008年7月 マレーシア・クアラルンプールで採択予定

## **DRAFT UNIVERSAL DECLARATION ON ARCHIVES**

**discussed on April 3, 2008**

Archives are resources of fact, information and memory. They play an essential role in the development of societies. They are authoritative sources of information underpinning accountable and transparent administrative actions. They are a unique and irreplaceable heritage. They safeguard individual and community memory. They contribute to corporate national and social identity. Open access to archives enriches our knowledge of humankind, promotes democracy, protects citizens' rights and enhances the quality of life.

### **To this effect we recognise**

- ◆ **the unique quality** of archives as evidence and as a reflection of the evolution of societies;
- ◆ **the vital necessity** of archives for supporting business efficiency, accountability and transparency, for protecting citizens' rights, for establishing individual and collective memory, for providing the public with information about the past and for documenting the present to guide future actions;
- ◆ **the diversity** of archives in recording every area of human activity;
- ◆ **the multiplicity of formats** of documents in which are created, including paper, electronic, audiovisual and other types;
- ◆ **the role of archivists** as trained professionals serving their societies by supporting the creation of records which have value as authentic evidence of administrative, corporate, scientific, cultural and intellectual activity, and by identifying and selecting existing records that have archival value, and by maintaining and making these records available for use;
- ◆ **the collective responsibility of all** public administrators and decision makers, citizens, owners or holders of public or private archives, and archivists and other information specialists in maintaining archives.

## **Wethereforeundertaketoworktogether**

inorderthat

- ◆ appropriatenationalarchivalpoliciesandlawsare adoptedandenforced;
- ◆ themanagementofarchivesisvaluedandcarriedoutcompetentlybygovernments,publicbodies,businessandcivilorganizations;
- ◆ adequateresourcesareallocatedtosupportthepropermanagementofarchives;
- ◆ archivesarecontrolledandpreservedinwaysthat ensuretheirauthenticity, reliability,integrityandusability;
- ◆ archivesaremadeaccessibletoeveryone,while respectingthelawsandtherightsofindividuals,creators,ownersandusers;
- ◆ professionaleducationisavailabletoarchivists throughouttheircareers;
- ◆ archivesareusedtopromoteresponsiblecitizenship.

AdoptedbytheICAGeneralAssembly

KualaLumpur,Malaysia,

July2008

Archives, the sum of records created in the routine course of activities, are sources of memory, information and action. They play an essential role in the development of societies. Archives are unique authoritative sources of information underpinning accountable and transparent administrative actions. They are an irreplaceable heritage reflecting individual, community and national memory and identity and contribute to corporate, national and societal memory and knowledge. Thus, they promote democracy, protect citizens' rights and enhance the quality of life.

アーカイブは日常活動の中で生成される記録の集合であり、記憶と情報と行動の基盤（もと）である。アーカイブは社会の開発に欠かすことができない。アーカイブは、管理運営に関する行動の根拠と透明性を証明する唯一且つ権威ある情報源である。

アーカイブは、個人、地域、国民の記憶とアイデンティティを映し出し、組織、国民、社会の記憶と知識に貢献する、かけがえのない文化遺産である。このように、アーカイブはデモクラシーを即存し、市民の権利をまもり、生活の質を向上するものである。

### To this effect, we recognize

このため、我々は以下の各項を認識する：

証拠として、社会の進化の反映としてのアーカイブの**オリジナル本物性**  
人類の活動のあらゆる分野において、さまざまな形状で、あらゆる時代の、すべての人々により生成されてきたアーカイブの**多様性**

**the originality** of archives as evidence and as a reflection of the evolution of societies;

**the diversity** of archives, which have been created by all people in every era, in a multiplicity of forms, in every area of human activity;

**the necessity** of archives for supporting business efficiency, accountability and transparency, for protecting citizens' rights, for training responsible citizens, for establishing individual and collective memory, for providing the public with information about the past, and for documenting the present to guide future actions;

業務効率性、説明責任と透明性の支援のため、市民の権利の保護のため、責任ある市民の要請のため、個別及び集合的記憶の定着のため、過去に

関する情報を一般市民に提供するため、及び将来の行動の方向付けるために今日を記録するための、アーカイブの**必要性**

**therole of thearchivist** asatrainedprofessionalservingtheirsocieties byboth identifyingexistingrecordsthathavearchivalvalue,andbyensuringthe creationofrecordswhichhavevalueasauthentic evidenceofadministrative corporate,culturalandintellectualactivity,and maintainingandmakingthese recordsavailableforuse;

社会のために現存する保存価値ある記録を特定するとともに、管理運営や、組織、文化及び知的活動の真正な証拠としての価値ある記録の生成を確保すること、ならびにそれら記録を維持管理し利用に供することにより、訓練を受けた専門家として果たすべきアーキビストの役割

**thecollectiveresponsibilityofall** —publicdecision-makers,citizens,ownersor holdersofpublicorprivatearchives,andarchivistsandinformation specialists—inthemanagementofarchives.

公共の意思決定者、市民、公共アーカイブ／私的アーカイブの所蔵者又は所有者、及びアーキビスト並びに情報専門家すべてについての**アーカイブ管理における集合的責任**

## **Wethereforeundertaketoworktogether**

inorderthat

- everystateadoptsandimplementsnationalarchival policiesandlaws;
- adequateresourcesareallocatedtosupportthepropermanagementof archives;
- themanagementofarchivesisvaluedandcarried outeffectivelyin governments,publicbodies,businessesandcivil organizations;
- archivesareconservedinconditionsthatensuretheirauthenticity,reliability, integrityandintelligibility;
- archivesaremadeaccessibletoeveryone,while respectingthelawsandtherightsofcreators,ownersandusers;
- trainingprogramaresetupforarchivists
- archivesarepromotedbothatthenationalandinternationallevel.

**In this way, we will contribute to the progress of our society and the world.**

Kuala Lumpur, Malaysia, July 2008